

令和 7 年度 第 2 回 下関市上下水道事業経営審議会

令和 7 年 7 月 2 9 日（火）

財務経営課 企画係

水道料金改定（案）について

- 1 水道料金について

- ・ 前回審議会の振り返り
- ・ 水道料金の格差について
- ・ 水道水とペットボトルの価格比較

- 2 水道料金改定案の方向性について

- ・ 水道料金改定案の概要
- ・ 総括原価の分解と料金体系への配賦
(基本料金と従量料金の平均改定率の決定)
- ・ 参考（算定要領による試算）

- 3 水道料金改定案について

- ・ 料金体系の検討箇所
- ・ ①口径別基本料金の設定
- ・ ②従量料金の単価設定
- ・ 各見直し案について（考察）

1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

下関市の料金体系

基本料金 = 用途・口径の併用型

従量料金 = 逡増型

一部料金制

定額料金制

従量料金制

二部料金制

基本料金
(基本水量有)

基本料金
(基本水量無)

用途別

口径別

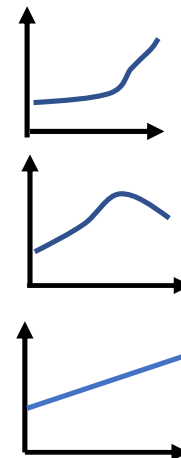
その他

水量料金
(従量料金)

逡増型

逡減型

単一型



1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

①口径別料金

給水管の口径ごとに個別に単価を設定

②用途別料金

湯屋用及び私設消火栓の料金を低く設定

③二部料金制

基本料金+従量料金

④従量料金制

生活用水としての使用が多いメータ口径25mm以下の従量料金は、月10m³までは1 m³あたり10円を設定

【一般用】

第一段と第二段の水量区画を設定し、区画別に料金格差を設定

【湯屋用・私設消火栓用】

第一段料金と第二段料金に料金格差を設定していない

※公共的役割を考慮

1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

メー タ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)					
		一般			湯屋・私設消火栓		
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超	～10m ³	～30m ³	30m ³ 超
13mm	1,143	10	186	286	10	63	63
20mm	1,803	10	186	286	10	63	63
25mm	2,200	10	186	286	10	63	63
40mm	4,883	186	186	286	63	63	63
50mm	10,493	186	186	286	63	63	63
75mm	21,581	186	186	286	63	63	63
100mm	40,260	186	186	286	63	63	63
150mm	104,147	186	186	286	63	63	63
200mm	207,020	186	186	286	63	63	63
250mm	356,333	186	186	286	63	63	63

※二段階制であるが、13mm～25mmに関しては月10m³まで料金を抑制する配慮がなされている。



1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

モデルケースによる料金比較

モデル	メータ 口径	1月の 使用水量	1月の 水道料金	従量料金 1 m ³ あたり単価
单身	1 3 mm	1 0 m ³	1,243円	10円
2～3人家族	1 3 mm	2 0 m ³	3,103円	98円
单身	2 0 mm	1 0 m ³	1,903円	10円
2～3人家族	2 0 mm	2 0 m ³	3,763円	98円
店舗兼住宅	2 5 mm	5 0 m ³	11,740円	190円
飲食店など	4 0 mm	2 5 0 m ³	73,383円	274円
工場など	1 0 0 mm	1, 0 0 0 m ³	323,260円	283円



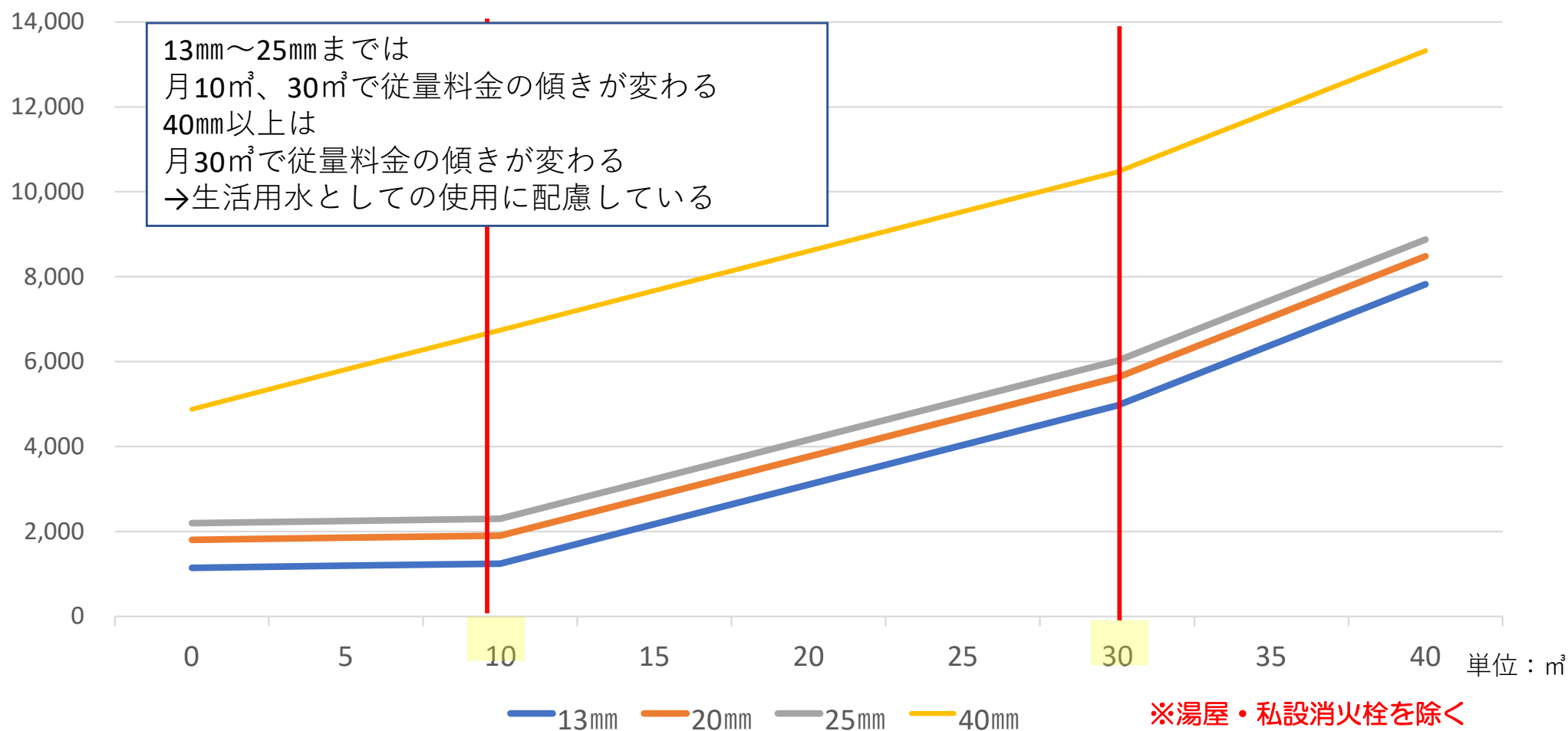
1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

メータ口径13mm～40mmの使用水量と料金の関係

単位：円

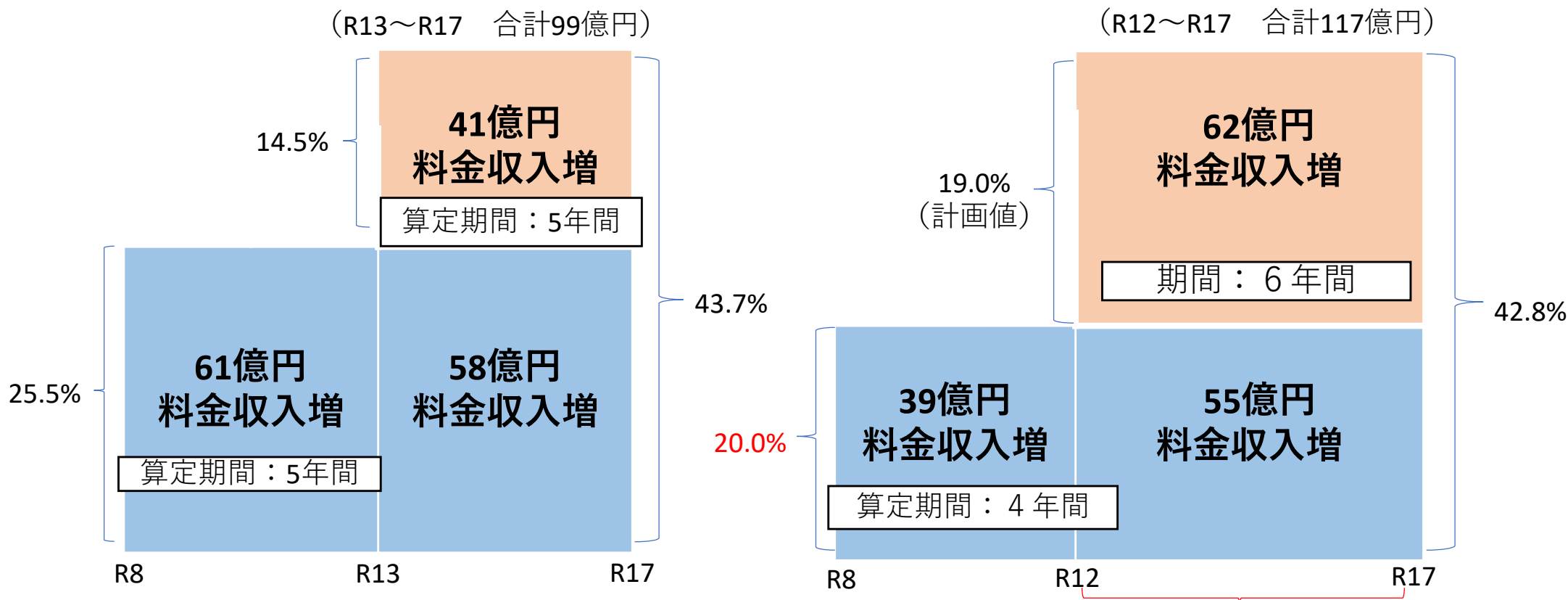
月の使用水量と水道料金の関係



1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

料金算定期間について



段階的又は定期的な措置への対応

- ①料金算定期間を5年から4年に変更
- ②平均改定率を25.5%から20.0%へ

※令和12年度以降は料金算定期間4年を基準に検討を行う

1. 水道料金について

前回審議会の振り返り

他都市の水道料金改定の状況について

【全国他都市】

	団体名	改定月	平均改定率
R7	岐阜市	4月	9.58%
	和歌山市	4月	17.80%
	姫路市	4月	12.10%
	宮崎市	4月	9.00%
	那覇市	4月	18.12%
	倉敷市	4月	20.82%
	豊中市	2月	8.90%
	新潟市	1月	29.00%
R6	一宮市	10月	12.98%
	三郷市	4月	22.00%
	甲府市	4月	9.37%
	関市	4月	22.00%
	山口市	4月	30.00%
	豊田市	4月	5.50%
	呉市	4月	6.60%

【山口県内市】

	団体名	改定年月	平均改定率
R7	山口市	令和7年4月	15.31%
R6	山陽小野田市	令和6年4月	12.90%
R5	柳井市	令和5年10月	8.21%
	岩国市	令和5年7月	28.60%
R4以前	長門市	令和4年10月	10.00%
	美祢市	令和4年4月	11.60%
	周南市	平成24年6月	-5.40%
	萩市	平成23年10月	18.20%
	光市	平成23年5月	23.14%
	防府市	平成13年7月	9.80%
	宇部市	平成8年4月	19.60%
	下松市	平成3年4月	10.60%

令和7年7月1日現在

1. 水道料金について

水道料金の格差について

事業運営上の諸条件の違い

- ・ **給水地域における地理的要因**
⇒ 水源の種類やその取得条件の違いなど
- ・ **給水地域における歴史的要因**
⇒ 水道布設年次、水道建設費の多寡など
- ・ **社会的要因**
⇒ 人口密度、生活様式等による需要構造の違いなど
- ・ **外部不経済的要因**
⇒ 水道水源の質的悪化など
- ・ **内部組織的な要因**
⇒ 経営の効率化など

1. 水道料金について

水道料金の格差について

最高倍率 8.0 倍

口径13mm

一般家庭20m³当たり（1 か月）の料金

（夕張市6,966円／赤穂市869円）

最高料金		最低料金	
夕張市（北海道）	6,966円	赤穂市（兵庫県）	869円
羅臼町（北海道）	6,950円	富士河口湖町 （山梨県）	1,140円
由仁町（北海道）	6,939円	長泉町（静岡県）	1,150円
江差町（北海道）	6,384円	忍野村（山梨県）	1,210円
上天草市（熊本県）	6,380円	小山町（静岡県）	1,397円

日本水道協会「水道料金表」
（令和6年4月1日現在）



1. 水道料金について

水道水とペットボトルの価格比較

口径13mm 1 か月 2 0m³使用した場合（一般家庭の標準的な使用量）での比較

水道水

3,103円

蛇口から直接
飲める水質



送料込み

24時間365日
安定供給

ペットボトル

1,000,000円（100万円）



ペットボトルの約320分の1

※1m³=1,000リットル⇒20m³=20,000リットル
⇒20,000リットル=2リットル×10,000本
10,000本×100円=1,000,000円
(市内某スーパー2リットルボトル価格(参考) 100円/1本)

2. 水道料金改定案の方向性について

水道料金改定案の概要

・ 平均改定率 **20.0%**

総括原価が**約232億円**となり、算定期間内における現行料金での料金収入予測**約193億円**から収支均衡可能な平均改定率を算出

・ 改定時期 **令和 8 年 4 月 1 日**から

4 月の検針分から、日割り計算にて改定

例) 2月10日～4月10日までの使用分

2月10日から3月31日まで旧料金で算定 4月1日から10日まで新料金で算定

・ 基本料金について

全体での平均改定率は**20.0%**であるが、基本料金の改定率は**26.0%**となる。
(基本料金の収入割合が高まる。)

・ 従量料金について

現行の料金体系を基本とし、全体での平均改定率は**20.0%**であるが、従量料金の改定率は**15.7%**となる。逡増度(従量料金単価の格差)については、公平性の観点から、緩和する方向で調整する。

2. 水道料金改定案の方向性について

総括原価の分解と料金体系への配賦（基本料金と従量料金の平均改定率の決定）

			口径	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
総括原価 23,174,727千円 準備料金 40.1% 水量料金 59.9%	需要家費 1,483,350千円	検針・集金関係 1,173,053千円	検針・集金関係費	220.20	220.20	220.20	220.20	220.20	220.20	220.20	220.20	220.20	220.20
		量水器関係 310,297千円	量水器関係費	43.51	54.39	59.18	217.56	1,196.60	1,414.17	1,849.30	7,070.84	7,756.16	14,032.89
			固定費	1,099.19	1,736.72	2,110.45	4,693.55	10,079.58	20,741.74	38,680.54	100,070.38	198,909.66	342,376.11
	固定費 17,305,869千円	準備料金配賦分 7,806,159千円	計	1,362.90	2,011.31	2,389.83	5,131.31	11,496.38	22,376.11	40,750.04	107,361.42	206,886.02	356,629.20
		維持管理費 5,476,978千円	上記の補正	1,360	2,010	2,390	5,130	11,500	22,380	40,750	107,360	206,890	356,630
		減価償却費 8,929,668千円	固定経費 水量料金	全体での平均改定率は20.0%であるが、算定された基本料金と4年間の使用水量を基に試算したところ、基本料金は 26.0% 、従量料金は 15.7% の平均改定率となる									
		支払利息 883,236千円											
		資産維持費 2,015,987千円											
	変動費 4,385,508千円	水量料金配賦分 9,499,710千円	変動費	45.23									
			計	143.21									
			上記の補正	143.00									

2. 水道料金改定案の方向性について

参考（算定要領による試算）

水道料金算定要領の原則どおり、原価の適正な配分、いわゆる受益者負担、個別原価主義をそのまま適用し、料金体系を設定した場合

参考（算定要領による試算）

メータ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)					
		一般			湯屋・私設消火栓		
		～10 m ³	～30 m ³	30m ³ 超	～10 m ³	～30 m ³	30m ³ 超
13mm	1,496	148	148	148	148	148	148
20mm	2,211	148	148	148	148	148	148
25mm	2,629	148	148	148	148	148	148
40mm	5,643	148	148	148	148	148	148
50mm	12,650	148	148	148	148	148	148
75mm	24,618	148	148	148	148	148	148
100mm	44,825	148	148	148	148	148	148
150mm	118,096	148	148	148	148	148	148
200mm	227,579	148	148	148	148	148	148
250mm	392,293	148	148	148	148	148	148

現行料金との差額

メータ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)					
		一般			湯屋・私設消火栓		
		～10 m ³	～30 m ³	30m ³ 超	～10 m ³	～30 m ³	30m ³ 超
13mm	353	138	-38	-138	138	85	85
20mm	408	138	-38	-138	138	85	85
25mm	429	138	-38	-138	138	85	85
40mm	760	-38	-38	-138	85	85	85
50mm	2,157	-38	-38	-138	85	85	85
75mm	3,037	-38	-38	-138	85	85	85
100mm	4,565	-38	-38	-138	85	85	85
150mm	13,949	-38	-38	-138	85	85	85
200mm	20,559	-38	-38	-138	85	85	85
250mm	35,960	-38	-38	-138	85	85	85

2. 水道料金改定案の方向性について

改定率の差
(139.4% - -41.8%)
181.2ポイント

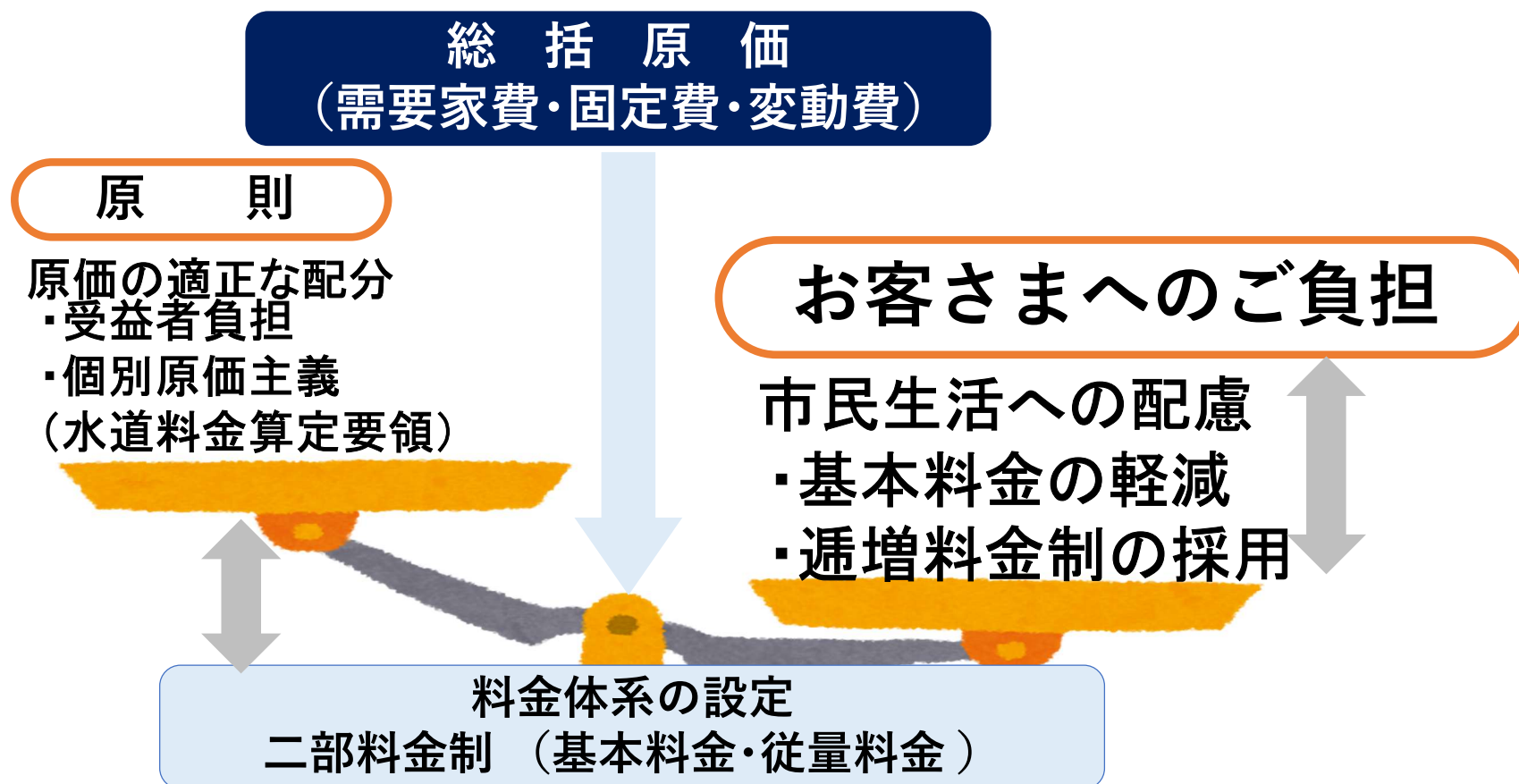
参考（算定要領による試算）における市民（お客さま）への影響

口径等	平均使用水量における改定率【1か月】				
	使用水量例	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	10m ³	1,243円	2,976円	1,733円	139.4%
13mm	20m ³	3,103円	4,456円	1,353円	43.6%
20mm	10m ³	1,903円	3,691円	1,788円	94.0%
20mm	20m ³	3,763円	5,171円	1,408円	37.4%
25mm	40m ³	8,880円	8,549円	-331円	-3.7%
40mm	150m ³	44,783円	27,843円	-16,940円	-37.8%
50mm	400m ³	121,893円	71,850円	-50,043円	-41.1%
75mm	750m ³	233,081円	135,618円	-97,463円	-41.8%
100mm	1,000m ³	323,260円	192,825円	-130,435円	-40.3%
150mm	2,000m ³	673,147円	414,096円	-259,051円	-38.5%
200mm	3,000m ³	1,062,020円	671,579円	-390,441円	-36.8%
250mm	7,000m ³	2,355,333円	1,428,293円	-927,040円	-39.4%

2. 水道料金改定案の方向性について

【検討のポイント】

算定要領による試算（原則）では、現行料金に対する改定率の差が非常に大きく、マイナス改定（値下げ）も生じます。市民（お客さま）の生活への影響が大きい小口径の負担も重くなるため、お示しした参考は改定案として採用せず、基本料金・従量料金の設定については、お客さまへのご負担を考慮し、調整を行うことを検討していきます。



3. 水道料金改定案について

料金体系の検討箇所

月額

①口径別基本料金の設定

メータ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)		
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超
13mm	1,143	10	186	286
20mm	1,803			
25mm	2,200			
40mm	4,883			
50mm	10,493	②従量料金の単価設定 ・逡増度の設定 ・基本水量廃止の経過措置の見直し		
75mm	21,581			
100mm	40,260			
150mm	104,147			
200mm	207,020			
250mm	356,333	186	286	

②従量料金の単価設定

- ・ 逓増度の設定
- ・ 基本水量廃止の経過措置の見直し

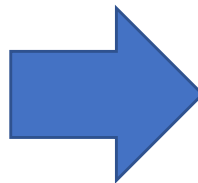


3. 水道料金改定案について

①口径別基本料金の設定

税込

メー タ 口 径	現行の 基本料金【月額】
13mm	1,143円
20mm	1,803円
25mm	2,200円
40mm	4,883円
50mm	10,493円
75mm	21,581円
100mm	40,260円
150mm	104,147円
200mm	207,020円
250mm	356,333円



税込

算定要領に準じた 基本料金【月額】	
1,496円	30.88%
2,211円	22.63%
2,629円	19.50%
5,643円	15.56%
12,650円	20.56%
24,618円	14.07%
44,825円	11.34%
118,096円	13.39%
227,579円	9.93%
392,293円	10.09%

各口径毎の改定率に
大きなバラつき

3. 水道料金改定案について

①口径別基本料金の設定

見直し案

水道料金算定要領に基づく試算では、口径毎の改定率に大きなバラつきが生じ、市民（お客さま）の多くが使用している13mmの改定率が大幅となるため、全口径一律に現行料金に基本料金の平均改定率（26.0%）を乗じることで調整

3. 水道料金改定案について

税込

メータ 口 径	現行の 基本料金【月額】
13mm	1,143円
20mm	1,803円
25mm	2,200円
40mm	4,883円
50mm	10,493円
75mm	21,581円
100mm	40,260円
150mm	104,147円
200mm	207,020円
250mm	356,333円

一律+26%

税込

改定率を平準化した 基本料金【月額】	
1,440円	25.98%
2,271円	25.96%
2,772円	26.00%
6,152円	25.99%
13,221円	26.00%
27,192円	26.00%
50,272円	26.00%
131,225円	26.00%
260,845円	26.00%
448,979円	26.00%

従量料金の各見直し
案共通の基本料金と
する

3. 水道料金改定案について

②従量料金の単価設定

水道料金算定要領に基づく試算では、生活用水の中心となる30m³/月の改定率が大幅となり、マイナス改定となる部分も生じます。市民（お客さま）への生活に配慮しながら、負担の公平性の観点から逡増度の緩和を図るため、従量料金については小口径少量区分（10円/m³）の見直しを中心に次の3案により検討しています。

見直し案①

従量料金の平均改定率15.7%を現行料金に一律で乗じる。

小口径少量区分（10円/m³）の単価を**11円/m³**に引き上げ

※逡増度の緩和なし。

見直し案②

小口径少量区分（10円/m³）の単価を**20円/m³**に引き上げ

その他の区分は、平均改定率が15.7%となるよう調整（12.4～12.6%）

※逡増度の緩和小

見直し案③

小口径少量区分（10円/m³）の単価を**40円/m³**に引き上げ

その他の区分は、平均改定率が15.7%となるよう調整（4.8～4.9%）

※逡増度の緩和大

※各見直し案ともに、湯屋・私設消火栓については一段・二段料金は同額とし、現行料金に平均改定率15.7%を上乗せした単価を設定

3. 水道料金改定案について

見直し案①

従量料金の平均改定率15.7%を現行料金に一律で乗じる。
小口径少量区分（10円/m³）の単価を**11円/m³**に引き上げ

見直し案①

メー タ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)			逓増度※ 現行 25mm以下 28.6 40mm以上 1.54
		一般			
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超	
13mm	1,440	11	215	331	30.1
20mm	2,271	11	215	331	30.1
25mm	2,772	11	215	331	30.1
40mm	6,152	215	215	331	1.54
50mm	13,221	215	215	331	1.54
75mm	27,192	215	215	331	1.54
100mm	50,727	215	215	331	1.54
150mm	131,225	215	215	331	1.54
200mm	260,845	215	215	331	1.54
250mm	448,979	215	215	331	1.54

現行料金との差

通増度（小口径）
(28.6⇒30.1)

メータ 口 径	基本料 金 (円/税 込)	従量料金(円/税込)			逓増度
		一般			
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超	
13mm	297	1	29	45	1.5
20mm	468	1	29	45	1.5
25mm	572	1	29	45	1.5
40mm	1,269	29	29	45	0
50mm	2,728	29	29	45	0
75mm	5,611	29	29	45	0
100mm	10,467	29	29	45	0
150mm	27,078	29	29	45	0
200mm	53,825	29	29	45	0
250mm	92,646	29	29	45	0

※通増度：この表では従量料金の最も低い単価と最も高い単価の格差を示しています。



3. 水道料金改定案について

見直し案①市民（お客さま）への影響

改定率の差
(24.7%－16.6%) 8.1ポイント

口径等	平均使用水量における改定率【1か月】				
	使用水量例	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	10m ³	1,243円	1,550円	307円	24.7%
13mm	20m ³	3,103円	3,700円	597円	19.2%
20mm	10m ³	1,903円	2,381円	478円	25.1%
20mm	20m ³	3,763円	4,531円	768円	20.4%
25mm	40m ³	8,880円	10,492円	1,612円	18.2%
40mm	150m ³	44,783円	52,322円	7,539円	16.8%
50mm	400m ³	121,893円	142,141円	20,248円	16.6%
75mm	750m ³	233,081円	271,962円	38,881円	16.7%
100mm	1,000m ³	323,260円	378,247円	54,987円	17.0%
150mm	2,000m ³	673,147円	789,745円	116,598円	17.3%
200mm	3,000m ³	1,062,020円	1,250,365円	188,345円	17.7%
250mm	7,000m ³	2,355,333円	2,762,499円	407,166円	17.3%



3. 水道料金改定案について

見直し案②

小口径少量区分（10円/m³）の単価を**20円/m³**に引き上げ
その他の区分は、平均改定率が15.7%となるよう調整（12.4～12.6%）

見直し案②

メー タ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)			逓増度※ 現行 25mm以下 28.6 40mm以上 1.54
		一般			
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超	
13mm	1,440	20	209	322	16.1
20mm	2,271	20	209	322	16.1
25mm	2,772	20	209	322	16.1
40mm	6,152	209	209	322	1.54
50mm	13,221	209	209	322	1.54
75mm	27,192	209	209	322	1.54
100mm	50,727	209	209	322	1.54
150mm	131,225	209	209	322	1.54
200mm	260,845	209	209	322	1.54
250mm	448,979	209	209	322	1.54

現行料金との差

逓増度（小口径）
(28.6⇒16.1)

メータ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)			逓増度
		一般			
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超	
13mm	297	10	23	36	-12.5
20mm	468	10	23	36	-12.5
25mm	572	10	23	36	-12.5
40mm	1,269	23	23	36	0
50mm	2,728	23	23	36	0
75mm	5,611	23	23	36	0
100mm	10,467	23	23	36	0
150mm	27,078	23	23	36	0
200mm	53,825	23	23	36	0
250mm	92,646	23	23	36	0

※逓増度：この表では従量料金の最も低い単価と最も高い単価の格差を示しています。



3. 水道料金改定案について

見直し案②市民（お客さま）への影響

改定率の差
(31.9%－13.7%) 18.2ポイント

口径等	平均使用水量における改定率【1か月】				
	使用水量例	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	10m ³	1,243円	1,640円	397円	31.9%
13mm	20m ³	3,103円	3,730円	627円	20.2%
20mm	10m ³	1,903円	2,471円	568円	29.8%
20mm	20m ³	3,763円	4,561円	798円	21.2%
25mm	40m ³	8,880円	10,372円	1,492円	16.8%
40mm	150m ³	44,783円	51,062円	6,279円	14.0%
50mm	400m ³	121,893円	138,631円	16,738円	13.7%
75mm	750m ³	233,081円	265,302円	32,221円	13.8%
100mm	1,000m ³	323,260円	369,337円	46,077円	14.3%
150mm	2,000m ³	673,147円	771,835円	98,688円	14.7%
200mm	3,000m ³	1,062,020円	1,223,455円	161,435円	15.2%
250mm	7,000m ³	2,355,333円	2,699,589円	344,256円	14.6%



3. 水道料金改定案について

見直し案③

小口径少量区分（10円/m³）の単価を**40円/m³**に引き上げ
その他の区分は、平均改定率が15.7%となるよう調整（4.8～4.9%）

見直し案③

メー タ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)			通増度※ 現行 25mm以下 28.6 40mm以上 1.54
		一般			
		～10m ³	～30m ³	30m ³ 超	
13mm	1,440	40	195	300	7.5
20mm	2,271	40	195	300	7.5
25mm	2,772	40	195	300	7.5
40mm	6,152	195	195	300	1.54
50mm	13,221	195	195	300	1.54
75mm	27,192	195	195	300	1.54
100mm	50,727	195	195	300	1.54
150mm	131,225	195	195	300	1.54
200mm	260,845	195	195	300	1.54
250mm	448,979	195	195	300	1.54

現行料金との差

通増度（小口径）
（28.6⇒7.5）

メー タ 口 径	基本料金 (円/税込)	従量料金(円/税込)			通増度
		一般			
		～10m³	～30m³	30m³超	
13mm	297	30	9	14	-21.1
20mm	468	30	9	14	-21.1
25mm	572	30	9	14	-21.1
40mm	1,269	9	9	14	0
50mm	2,728	9	9	14	0
75mm	5,611	9	9	14	0
100mm	10,467	9	9	14	0
150mm	27,078	9	9	14	0
200mm	53,825	9	9	14	0
250mm	92,646	9	9	14	0

※通増度：この表では従量料金の最も低い単価と最も高い単価の格差を示しています。



3. 水道料金改定案について

見直し案③市民（お客さま）への影響

改定率の差
(48.0%－6.7%) 41.3ポイント

口径等	平均使用水量における改定率【1か月】				
	使用水量例	現行料金	新料金	増加額	改定率
13mm	10m ³	1,243円	1,840円	597円	48.0%
13mm	20m ³	3,103円	3,790円	687円	22.1%
20mm	10m ³	1,903円	2,671円	768円	40.4%
20mm	20m ³	3,763円	4,621円	858円	22.8%
25mm	40m ³	8,880円	10,072円	1,192円	13.4%
40mm	150m ³	44,783円	48,002円	3,219円	7.2%
50mm	400m ³	121,893円	130,071円	8,178円	6.7%
75mm	750m ³	233,081円	249,042円	15,961円	6.8%
100mm	1,000m ³	323,260円	347,577円	24,317円	7.5%
150mm	2,000m ³	673,147円	728,075円	54,928円	8.2%
200mm	3,000m ³	1,062,020円	1,157,695円	95,675円	9.0%
250mm	7,000m ³	2,355,333円	2,545,829円	190,496円	8.1%



3. 水道料金改定案について

各見直し案の比較（1か月）

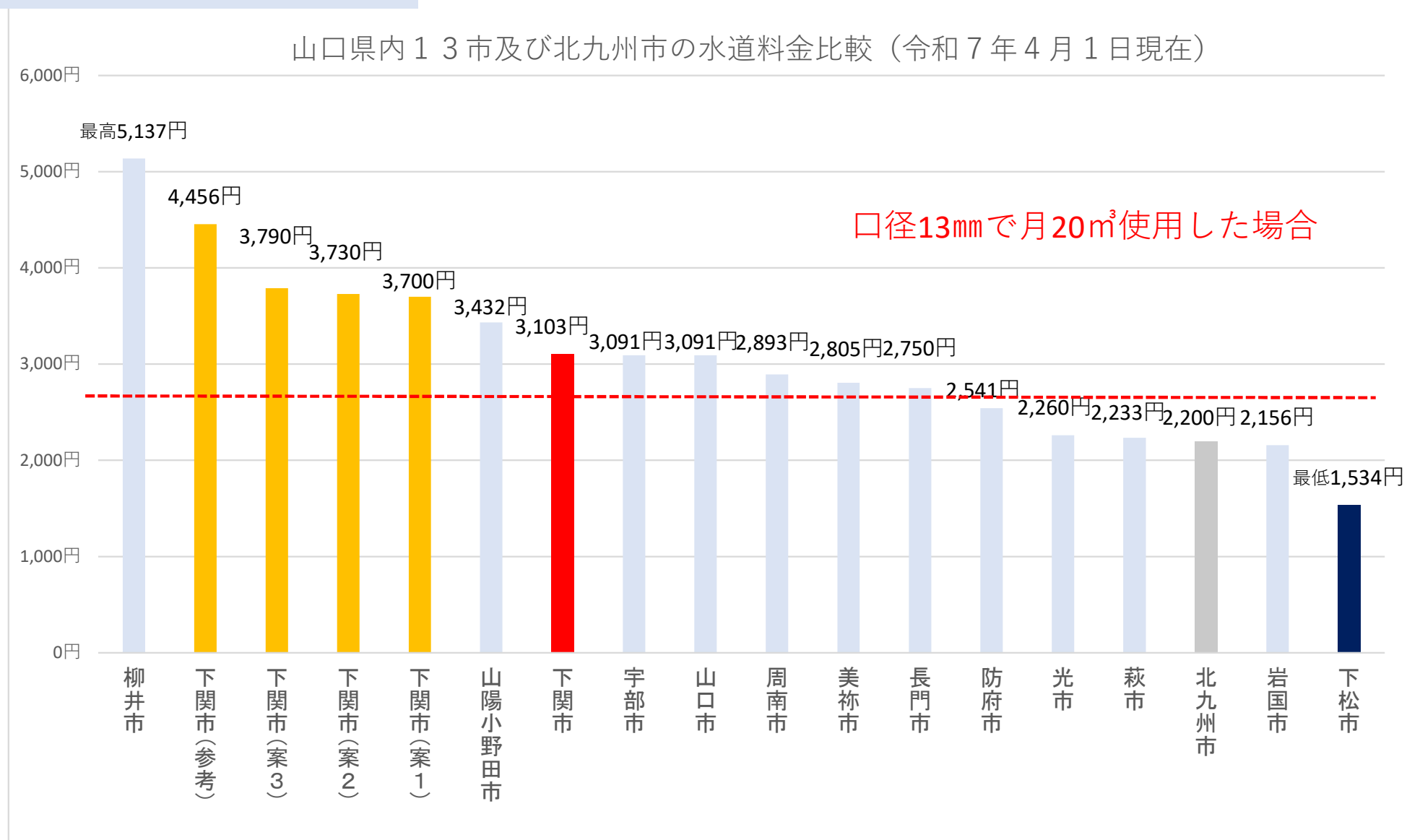
括弧内は現行料金との差額

モデル	メータ 口径	使用 水量	現行料金	参考 算定要領	見直し案 ① 10円⇒11円	見直し案 ② 10円⇒20円	見直し案 ③ 10円⇒40円
単身	13mm	10m ³	1,243円	2,920円 (1,677円)	1,550円 (307円)	1,640円 (397円)	1,840円 (597円)
2～3人家族	13mm	20m ³	3,103円	4,456円 (1,353円)	3,700円 (597円)	3,730円 (627円)	3,790円 (687円)
単身	20mm	10m ³	1,903円	3,691円 (1,788円)	2,381円 (478円)	2,471円 (568円)	2,671円 (768円)
2～3人家族	20mm	20m ³	3,763円	5,231円 (1,468円)	4,531円 (768円)	4,561円 (798円)	4,621円 (858円)
店舗兼住宅	25mm	50m ³	11,740円	10,029円 (-1,711円)	13,802円 (2,062円)	13,592円 (1,852円)	13,072円 (1,332円)
飲食店など	40mm	250m ³	73,383円	42,643円 (-30,740円)	85,422円 (12,039円)	83,262円 (9,879円)	78,002円 (4,619円)
工場など	100mm	1,000m ³	323,260円	192,825円 (-130,435円)	378,247円 (54,987円)	369,337円 (46,077円)	347,577円 (24,317円)



3. 水道料金改定案について

各見直し案と他市料金との比較



3. 水道料金改定案について

各見直し案について（考察）

	参考 (算定要領による試算)	見直し案①	見直し案②	見直し案③
小口径少量単価	10円/m ³ ⇒148円/m ³	10円/m ³ ⇒11円/m ³	10円/m ³ ⇒20円/m ³	10円/m ³ ⇒40円/m ³
その他 平均改定率（15.7%）	-48.3%～-20.4% ※均一料金	15.7%	12.4%～12.6%	4.8%～4.9%
1. 逡増度 従量料金単価の格差 (従量料金の公平性)	無し	28.6→30.1 格差：大	28.6→16.1 格差：是正	28.6→7.5 格差：大きく是正
2. 改定率の差 現行料金とのバランス	139.4% - -41.1% 開差181.2ポイント	25.1% - 16.6% 開差8.5ポイント 小	31.9% - 13.7% 開差18.2ポイント 中	48.0% - 6.7% 開差41.3ポイント 大
3. 総括	受益者負担の公平性（従量料金単価の格差是正）という観点から、理想とすべき料金体系ではあるが、現行料金からの改定率の差が著しく大きくなり、多量使用者の負担が軽くなる一方で、市民生活（生活用水）に対する負担が重くなりすぎるため、改定案として採用しない。	市民生活（生活用水）に対する負担は現行料金と同程度である。現行料金からの改定率の差は最も少ないが、受益者負担の公平性（従量料金単価の格差是正）の観点から問題がある。	市民生活（生活用水）に対する負担は若干増えるが、受益者負担の公平性（従量料金単価の格差是正）や現行料金からの改定率の差という観点から、最もバランスが取れている。	受益者負担の公平性（従量料金単価の格差是正）の観点では最も優れているが、現行料金からの改定率の差が大きく、市民生活（生活用水）への負担も重くなる点が懸念される。
4. 評価	—	×	○	△

**次回、経営審議会にて
答申を調整する予定です**